

山 青 森 県 報

号外第十六号

平成十四年三月二十日(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示……(事務局) ……一
- さくらますそ上親魚の保護の指示………(同) ……一
- 西部海区管内におけるいかつり漁業の操業の指示………(同) ……二
- 西部海区管内におけるいかつり漁業の光力規制の指示………(同) ……五

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

青森県東部海区管内沖合海域におけるいかつり漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十四年三月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 新 田 常 雄

一 集魚灯の合計光力

集魚灯の合計光力は、百八十キロワット以下とする。

二 対象となる漁業

三十トン未満の動力船により、するめいかを対象に操業する小型いかつり漁業

三 指示の有効期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法(昭和二十四年法律二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、さくらますそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十四年三月二十日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 新 田 常 雄

一 操業の制限

1 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、小型定置網漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業を営んではならない。

ア 河口左岸から十四度(磁針方位による。以下同じ。)千メートルの点

イ 点アから百四度五百メートルの点

ウ 点エから百四度五百メートルの点

エ 河口右岸から百九十四度千メートルの点

2 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域においては、一本釣りによりさくらますを採捕してはならない。

オ 河口左岸から十四度二百五十メートルの点

カ 点オから百四度二百五十メートルの点

- キ 点クから百四度二百五十メートルの点
- ク 河口右岸から百九十四度二百五十メートルの点

二 制限期間
平成十四年五月一日から同年九月三十日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第二号

青森県西部海区管内におけるいかつり漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十四年三月二十日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 船 橋 正 良

一 操業の承認

次の区域及び期間において、総トン数五トン未満の動力漁船によりいかつり漁業（するめいかを対象とする）を営もうとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければ操業をしてはならない。

1 区域 青森県西部海区

2 期間 平成十四年六月一日から平成十五年一月三十一日まで

二 承認の申請

船舶ごとに「平成十四年度青森県西部海区いかつり漁業の操業承認事務取扱要領」により委員会に申請するものとする。

三 操業者の遵守事項

承認を受けた者は、操業にあたり次の事項を遵守しなければならない。

1 漁獲物の陸揚は、特に事情がない限り委員会が承認した根拠地港において行うこと。

2 操業にあたっては委員会が交付した承認証を携帯すること。

3 委員会が定める船体用標識を船橋両側面の最も見やすい場所に表示すること。

4 めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から五百メートル以上離れて操業しなければならない。

5 承認証の記載事項に変更があったときは、速やかに委員会に申請し、書換交付を受けること。

四 船団等の届出

操業承認を受けた者の住所を地区に含む漁業協同組合以外の漁業協同組合の地区に所在する港を根拠地港とする船舶が当該根拠地港に操業のため寄港するにあたっては、一船舶の場合においては当該船舶の責任者が、また二以上の船舶が同時に寄港するにあたっては、同一漁業協同組合又は同一都道府県ごとに船舶相互の連絡体制を整えるための船団を組織し、当該船団の責任者が、その旨を根拠地港に所在する漁業協同組合を経由して委員会に届けなければならない。

（指示の有効期間）

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

平成十四年度青森県西部海区いかつり漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目一番一号青森県庁内）に提出すること。

2 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上提出すること。

3 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合又はいかつり漁業を主体とする漁業団体が取りまとめの上、その者の住所を所管する都道府県知事を経由して提出すること。

4 申請にあたっては、第二号様式による集魚灯設備明細書を添付すること。
また、県外者にあつては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に限る。）も添付すること。

5 申請書の提出期限は、特に理由のない限り平成十四年五月十日までとする。

二 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合又は漁業団体に、県外者にあつてはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第三号様式による承認証を委員会事務局又は主たる根拠地港において交付する。

なお、主たる根拠地港における承認証の交付は、主たる根拠地港に所在する漁業

合 計					

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

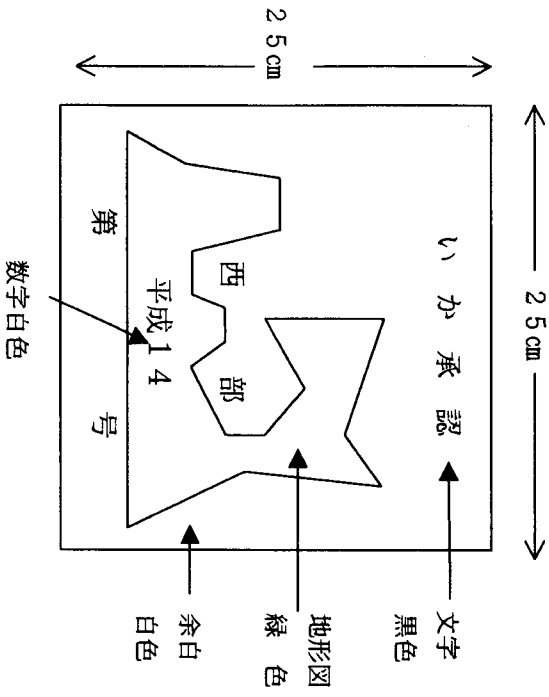
第3号様式

住 所 氏名又は名称	
いかつり漁業操業承認証	
承 認 番 号	青西海調認いかつり第 号
操 業 区 域	青森県西部海区管内沖合海域
操 業 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
根 拠 地 港	主 港 港 徒 港 港

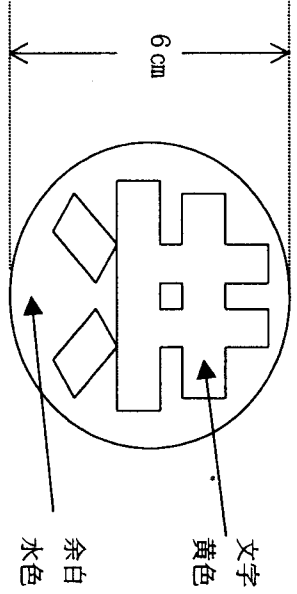
船 名	船 名
	漁船登録番号
船 種	総 ト ン 数
	推進機関の種類及び馬力数
馬力	馬力
制限又は条件	1 集魚灯の合計光力は、180キロワット以下とすること。 2 めはる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。
平成 年 月 日	平成 年 月 日
青森県西部海区漁業調整委員長 印	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4縦長とする。

第4号様式



(第4号様式の付帯マーク)



注 東部海区漁業調整委員会の承認を受けている者に係る標識については、同委員会が定める標識と同標識中の「いか承認」と「東部」の間に第4号様式の付帯マークを貼付すること。

第5号様式

いかつり漁業操業承認証書換え交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所

氏名

印

いかつり漁業操業承認証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容
---------	-------------

4 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第6号様式

いかつり漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員長 殿

住所

氏名

印

いかつり漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認いかつり第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会 青森県三戸郡三戸町

青森県西部海区管内社会福祉課におけるいかつり漁業の操業について、漁業法(昭和二十四年法律第三十六号)第三十七條第一項の規定により次のとおり指示する。

平成十四年三月二十日

青森県西部海区漁業調整委員会

委員長 船橋 正 良

- 一 集魚灯の合計光力
集魚灯の合計光力は、百八十キロワット以下とする。
- 二 対象となる漁業
三十トン未満の動力船により、するめいかを対象に操業する小型いかつり漁業
- 三 指示の有効期間
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までとする。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	-------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十七円八十五銭